

東京都ダンススポーツ連盟  
ジュニア育成活動支援に関する内規

2009年7月18日 理事会決定

(目的)

第1条 本内規は、東京都ダンススポーツ連盟（以下「本連盟」という）がジュニア育成活動を支援することを目的とし、その支援内容を定めるものとする。

(ジュニア育成計画支援)

第2条 東京都ダンススポーツ連盟ジュニア育成部の計画による育成活動に対して活動費等の助成を行う。

(ジュニアサークル継続支援)

第3条 本連盟は、毎年4月1日現在、サークル活動を継続している本連盟加盟のJDSF認定ジュニアサークルへ3万円を支給する。この場合、当該サークルが本連盟の行事に参加協力し、本連盟に別途定める活動報告書、会計報告、参加者名簿（いずれも前年4月1日から当年3月31日までの1年分）を同年6月末日までに提出のうえ、本連盟がその活動実態を確認することを条件とする。

(ジュニア競技会出場支援)

第4条 本連盟は、オールジャパン・ジュニア・ダンススポーツカップ、及び全国子どもダンスうんどう大会にチームとして出場の本連盟加盟のJDSF認定ジュニアサークルを支援する。

出場サークルは、出場申込書をJDSF申込期限の2週間前までに本連盟事務局に提出するものとし、本連盟が一括して大会事務局に提出する。  
支援金額は、本連盟が出場申込書を受理した後に理事会で決定する。

(適用、解釈)

第5条 本内規の適用及び解釈については、理事会で決定する。

附 則

1. 本内規は、2009年7月18日から施行し、2009年4月1日に遡って適用する。
2. 第3条について、2009年4月1日現在、活動しているジュニアサークルの活動報告書の提出期限を2009年9月末日までとする。
3. 2014年9月6日改定
4. 2019年7月6日改定